

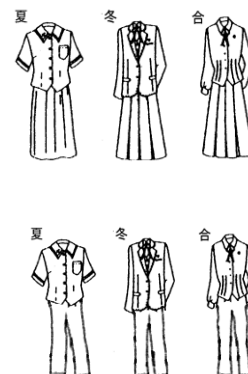
全日制 生徒心得（校則）

生徒が、自ら判断して行動できる力を育てることを目指すとともに、より良い伝統の継承と発展に努める。学校の定める教育方針に従って常に学問の研鑽と教養、心身の高揚を図り、互いに尊重し協力して安心安全な学校生活を営む。ここに生徒心得を定める。

1 服装

服装や頭髪等の身だしなみは、個人の品性や心情、生活態度をあらわすものであり、また、学校生活の雰囲気を作り上げる重要な要素でもある。そのため、服装は清潔・爽やか・質素に心がけ、高校生の品位を保つようにする。

- (1) 制服は本校指定のものを着用すること。（制服の仕様に則り着用する）
- (2) 指定の制服（学生服またはブレザータイプ制服）を着用する。
 - ・登下校時は、制服を着用し、校章をつけ、身分証明書を携帯する。身分証明書を紛失した際には、速やかにHR担任に届け出て、再交付を受けること。
 - ・入学式、卒業式等の式典は学生服またはブレザータイプ制服を着用する。
- (3) 指定の制服以外を着用する時には事前に異装許可を取ること。
- (4) 制服の加工・変形を禁止する。着崩しをせずに着用すること。
- (5) 頭髪について



頭髪は常に高校生らしく清潔・爽やか・質素に保つこと。（基準は、進学や就職面接で誰が見ても受け入れられる頭髪でいること）

- ・パーマ・脱色・染色など頭髪の加工を禁止する。
 - ・奇抜な髪型や極端な長髪を禁止する。理由がある場合は申請をすること。
- (6) 眉について
 - 不自然に剃ったり、加工したりしない。
 - (7) アクセサリー類・化粧・マニキュア・カラーコンタクト・入れ墨等の装飾を禁止する。
 - (8) 靴は華美でない運動靴または革靴を原則とする。
 - (9) 登下校用のカバンは教科書類が入る形状のものとする。

制服は本校の所属を表すユニフォームです。着崩すことで本校のイメージを損ね、地域の信頼を失い生徒自身に不利益が生じます。また、高校生が化粧や過度に加工した髪型をすることも同様です。流行や自身の好みではなく、世間一般の常識的な価値観に合わせて身だしなみを整えましょう。

浜名高生としての品性を損ねることがないようにTPOを自ら判断し、行動を選択しましょう。

2 校内外の生活について

(1) 登下校時刻

- ア 登校時刻 8:25 までに登校し着席。（SHR は 8:30 から）
イ 下校時刻 月曜日～金曜日 16:45

(2) 礼儀

- ア 常に高校生としての品位を保ち、言語・態度など他人に対して礼を失わないように心がける。
- イ 職員や来客、友人同士等、お互いに気持ち良い挨拶をかわす。

(3) 校内生活

ア 学習

- (ア) 学習は自主的・積極的に取り組むものである。
- (イ) テストは公正・真面目な態度で受け、不正行為は絶対してはならない。
- (ウ) 登校後は放課後まで外出してはならない。外出しなければならないときは HR 担任に届け出て、外出許可証の発行を受ける。
- (エ) 下校時刻は年間を通して 16:45 とする。それ以後の特別活動は、担当教員の許可を得る。

イ 休日登校

土曜日・日曜日・祝日等（週休日）は、学校行事等（教育活動）、課外や模擬試験（PTA 支援事業）、部活動以外の登校はない。

ウ その他

- (ア) 所持品には名前を明記すること。
- (イ) 拾得物・遺失物や盗難があったときは直ちに職員に届け出ること。
- (ウ) 高校生活に不必要なものは校内に持ち込まないこと。
- (エ) スマートフォンは、校内では電源 OFF にして、自分のバッグに入れること。

(4) 校外生活

- ア 交通ルールを守ること。
- イ 旅行・アルバイトについては、別に定める。
- ウ 不健全な飲食店、娯楽場（パチンコ店・オートレース場・競輪場等）等、高校生として不適当な場所へ出入りしてはならない。

(5) 掲示・集会

集会を催す、または印刷物を編集発行するときは、生徒課の許可を受けること。

(6) 政治活動

- ア 校内での政治活動や選挙運動は原則禁止とする。
- イ 学校外での政治活動や選挙運動は、家庭の理解の下、生徒が有権者として判断し行うものとする。
- ウ 公職選挙法に違反しないように十分な配慮をする。

(7) 保健衛生

- ア 常に保健衛生に留意し、身体・服装・環境の清潔に心がける。
- イ 校内で病気または負傷した際は、速やかに養護教諭等の手当または指示を受ける。
- ウ 感染症に感染したときは、速やかに学校に報告する。

(8) 諸願届

諸願届は定められた様式により保護者記名（自署）のうえ、HR担任に提出すること。

3 校則等の見直しについて

校則等の見直しについては、年に一回「校則検討委員会」を実施し、見直しをする。検討委員は次の通りとする。また必要に応じてスクールロイヤー等の外部専門家に意見を伺うことができる。

1 生徒課長 2 生徒会担当教諭 3 生徒会長及び副会長

4 その他

この規定は、令和6年2月6日改定したものである。